

**平成18年度（2006年度）第7回横須賀市情報公開審査会  
「公文書公開制度の一部見直し（第4回）」議事録**

- ・ 日 時 平成18年11月29日（水）18:30～19:30
- ・ 場 所 横須賀市職員厚生会館第3研修室
- ・ 出席委員 原田委員長、三浦委員、遠藤委員、木村委員、千賀委員
- ・ 実施機関 行政管理課 松谷課長、室井主査、依田主任、扇原事務吏員  
（事務局）
- ・ 傍 聴 者 2名

**1 開 会**

**2 議 題**

**（1）公文書公開制度の一部見直しについて**

**各委員の意見**

**< 2 手数料の徴収（16条関係）について >**

・手数料を徴収する方向性には二つの理由があった。一つの理由は、大量請求の事例、又は同一者が頻回に請求している事例があり、見方によれば請求権の濫用を防ぎたいという考え方があった。適正な情報公開制度の利用を担保し、現在の何人でも請求が行えるという制度を維持したいということから、積極的に導入したいということではないが、手数料を徴収する方向性を検討すべきであるということ。二つ目の理由は、答申素案に記載のあるように、費用負担の公平性と受益者負担の観点からである。現在の答申素案における説明部分においては、この考え方が盛り込まれていないと考える。

・手数料徴収については、現在は無料であるため市としては大きな政策転換となるが、仮に手数料徴収を実施したとしても、請求における1件の考え方によっては、現在の課題である大量請求に対して効果がないことになる。

**（答申の方向性）**

一部修正することとし、次回再度検討することとする。

**< 3 電磁的記録の公開方法（14条2項関係）について >**

・電磁的記録の交付に関する公開実施手数料の導入についての記述は、「手数料の徴収（16条関係）について」の議論と重複している。

・電磁的記録のPDF化による交付については、情報の加工にあたるかどうかは悩ましい問題である。現時点では確定的に言い難いので、さらに検討したらどうか。

**（答申の方向性）**

電磁的記録の交付に関する手数料は、「手数料の徴収（16条関係）について」において記述し、PDF化の記述については保留とする。その他については、説明部分を除き、本日の段階においてはとりあえず確定とする。

#### < 5 利用者の責務（5条関係）の明確化について >

- ・ 請求者に拒否処分を行うとした場合には、利用者の責務（5条）を根拠に行うことは難しいのではないか。
- ・ 権利濫用として拒否処分を行う際には、明らかに害意が認められる場合となると思う。現在の答申案においては、これを根拠に実施機関が拒否処分を行い得るものとしてとらえていると思う。
- ・ 公開請求権については現状を維持し基本原則は変更しないということを当初に結論付けている。現時点においては、請求者における利用者の責務（5条）が一番大切な部分である。この部分を答申でどれほど具体的に記述する必要があるか。答申を受けた市に裁量の余地を残してもよいのではないか。
- ・ 今までの議論によると、「利用者の責務（5条関係）の明確化について」は、本答申における一つの柱になることは明らかであるが、この部分が答申書の5番目にあるということは順序としては適当ではないと思う。

#### （答申の方向性）

「利用者の責務（5条関係）の明確化について」の記載順序を変更する。また、利用者の責務が拒否処分の根拠になり得るかどうかについては今後も審議を継続する。

#### < 6 公表されている公文書の適用除外（15条関係）について >

- ・ 閲覧に供されている公文書に関して、他法令による閲覧規定のある公文書も含め公文書公開請求の対象文書から除外してよいのではないか。

#### （答申の方向性）

引き続き審議を行うが、本日の段階においてはとりあえず確定とする。

#### < その他 >

- ・ 実施機関から諮問された主たる要因は、商業的目的による大量請求の頻発であり、本審査会はその対応方法について審議してきている。本答申を受けて、市は全て条例等の改正を行い対応しなくてはならないということではなく様々な対応手段があり、本答申は、現在の課題に対して市が実施できる手段として記述するという考えでよいのではないか。

#### （答申の方向性）

答申の冒頭に、答申全体の趣旨を説明するために、「はじめに」という項目を追加する。

次回審査会においても継続審議を行う。